

平成20年12月25日

高松市長 大西秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本邦人

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成18年1月23日付け高健総第201号および同月24日付け高福長第490号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

これらの事案は、公開請求が同一であることから、一括して答申するものです。

## 1 審査会の結論

実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開および非公開（行政文書不存在を含む。）とした処分のうち、「社会福祉法人の役員および評議員の履歴書中の当人の氏名・現職」（長寿福祉課分）、「社会福祉施設整備等に係る国庫補助協議を行う整備計画の内定について（決裁）中の社会福祉法人理事の氏名および特別養護老人ホーム施設長（園長）の氏名」（健康福祉総務課分）および「社会福祉法人の資金収支決算内訳表，事業活動収支内訳表および収支計算書」（長寿福祉課分）については、非公開とした処分を取り消し、公開すべきである。

その余の異議申立ては棄却すべきである。

## 2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容，それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高健総第201号および高福長第490号の諮問に係るもの】

- (1) 高松市社会福祉施設整備等審査会の一切の議事録その他の会議の記録  
および各審査会に提出した一切の資料
- (2) 本公開請求書到達日までに作成した「整備計画評価表」の全部および  
「整備計画条件満足度総括表」その他の評価に関する一切の文書の全部
- (3) 「高松さんさん荘（燦々会）」から提出された一切の文書その他の資料
- (4) 高松さんさん荘に関する贈収賄事件について報道された新聞記事，ビデオテープ，録音テープの全部  
  
(いずれも，平成17年12月19日付け高健総第180号文書，同日付け高福長第445号文書により実際に公開した文書は除く。)

平成17年12月26日：請求人からの公開請求を受付

平成18年 1月10日：実施機関が一部公開および非公開（行政文書不  
存在を含む。）の決定

平成18年 1月13日：請求人からの異議申立書を受付

### 3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は，次のとおりである。

- (1) 本件処分は，高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。  
以下「条例」という。）の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件  
処分を取り消し，全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は，条例の非  
公開事由に該当しない。特に，請求項目中の新聞記事を保有していない  
とは考えられない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には，適法に処分理由が明  
示されていないので，高松市行政手続条例8条に違反し，本件処分は無  
効である。

#### 4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

本件公開請求当時、本市においては、社会福祉法人を事業主体とする老人福祉施設の整備について、国庫補助による間接補助事業等の対象とし、施設の量的充実を図っていた。また、特別養護老人ホームの整備については、老人福祉法に基づく高松市高齢者保健福祉計画で定める整備目標量に沿うよう、また特別養護老人ホーム入所希望者で、施設が満床のため入所が出来ない方（入所待機者）の人数等を勘案し、各年度において整備枠を設定し、整備希望法人を公募により募集し、計画的に実施している。なお、補助事業対象施設の選定にあたっては、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日付け雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか2局長通知）において、各法人の作成した施設整備計画の審査等を行うこととされていることから、所管課において作成した評価基準により、当該整備計画の内容を評価し、それを「高松市社会福祉施設整備等審査会」にて審査している。選定された事業については、補助事業に係る交付申請等の事務的な手続を行い、施設等整備完了後、法人からの実績報告に基づき、書類審査および補助対象施設等の技術的な検査を経て、基準により算定した補助金を交付し、事業完了となる。

当該情報公開請求の対象となった社会福祉法人燦々会を事業主体とする特別養護老人ホーム高松さんさん荘の施設整備は、平成14年4月1日現在における本市の入所待機者数が193人であったことを受け、その早期解消を図るため、国の平成14年度補正予算による国庫補助対象事業での整備である。なお、当該施設は、平成16年4月24日の施設開設により、施設入所者等の福祉の向上が図られたことから、補助目的は達成されている。

【高健総第201号の諮問に係るもの】

- (1) 高松市社会福祉施設整備等審査会の議事録のうち、整備計画の審査に関する議事内容およびその添付書類ならびに整備計画評価表のうち、

評価の視点の評価点について

本件対象文書である審査会の議事録のうち、整備計画の審査に関する議事内容には、当該年度の国庫補助協議の対象施設の選定に当たり、各整備計画の概要、採点結果およびその理由に係る担当課の説明に始まり、当該説明に対する委員の質疑とそれに対する応答を経て、各整備計画に対する審査会の評価が決定するまでの一連の議事の過程が詳細に記載されている。また、議事録には、各整備計画の概要および採点の根拠をまとめた資料が添付されており、担当課および委員が評価項目に沿って率直に発言した各整備計画に対する意見、気づいた点、疑問点、批評等がそのままに記載されている。

これらは、合議体である審査会の意思形成の過程における議論に過ぎず、必ずしもすべての評価項目ごとに発言がなされるものでもなく、発言がなされた場合であっても、内容の的確性にも差異が認められ、なんら統一的なものではなく、時には整備計画者や整備計画の内容について相当厳しい表現が記載されている場合もある。

協議対象施設の妥当性、国が示す協議基準との整合性に係る審査の精度を高めるためには、上記のように委員等が自由に発言し、活発に議論することが許される状況が前提となっているところ、議事内容が公開されると、発言の内容における表面的な不的確さや表現上の不適切さ等を指摘し、評価の妥当性、客観性についていわれのない非難等がなされるおそれが生じる。そのような事態が起きた場合、委員の着想や自由な意見が発言されなくなり、適正な評価に支障が生じることが予想される。

また、審査会の評価については、整備計画者は本人の審査成績の通知を申請することが可能であり、その場合、整備計画者本人の合計点および評価項目ごとの評価点が通知されることとなる。また、整備計画評価表に対して公開請求があった場合、選定された整備計画の整備計画者名、整備計画地および施設名ならびに整備計画ごとの総合評価点および評価項目ごとの評価点が公開されることとなる。

これらに加えて、議事録の添付書類および整備計画評価表のうち、評価の視点の評価点が公開されると、審査会の評価傾向が明らかとなり、その結果、採点に対する質問や苦情、誹謗中傷等が生じると予想される。整備計画の採点は、可能な限り一律の評価基準を設けて行っているものの、採点者の主観的判断に委ねざるを得ない項目もある。それゆえ、審査会においては担当部局以外の委員も含めた合議制をとっているところであるが、専門的見地から審査会が行う総合的な判断が、評価の視点や専門的な見解を必ずしも持ち合わせていない第三者を完全に納得させることができるとは限らず、その対応には相当な困難が予想される。

このような評価に対する苦情、誹謗中傷等が審査会に向けられた場合、評価あるいは評価項目自体が、主観的判断を排除し、質問や苦情に対して回答しやすい機械的なものに偏っていくことが十分に予想され、合議制により整備計画を評価しようとする目的が十分に達成できないおそれがある。

よって、審査会における審査の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条5号に該当し非公開が相当である。

また、平成17年度分については、本件行政文書公開（非公開）決定時点において、審査会において審議中の案件に関する情報であり、公にすることにより、意思決定の中立性不当に損なわれ、また特定のものに不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるため、条例7条4号に該当し非公開が相当であるとしている。

なお、添付書類のうち、整備計画条件満足度総括表および整備計画評価表については、上記非公開部分を除き公開している。

- (2) 不採択となった、または今後不採択となる可能性のある整備計画者に関する情報について

本件対象文書である審査会議事録には、募集結果の一覧、整備計画の概要等が資料として添付されているほか、整備計画の審査に関する議事内容には、整備計画者の名称や整備計画地、施設名などの整備計

画に関する情報が記載されている。

施設整備に関しては、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日付け雇児発第488号・社援発第1275号・老発第275号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか2局長連名通知）において、国庫補助協議を行う施設の設置主体の名称および施設名称、施設種別、定員、工事区分等の事業計画について公表するとの定めがあり、既に明らかにしているこれらの情報については開示することとした。しかしながら、国庫補助協議の対象として選定されなかった整備計画については、公表するとの定めはなく、これまで、国庫補助協議の対象として選定されなかった整備計画については公表していない。

国庫補助協議の対象として選定されなかった整備計画が公開され、不採択の事実が明らかになった場合、当該法人等の社会的信用や、名誉を傷つけることが予想され、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。

また、整備計画には、施設の構造規模をはじめ、資金計画、法人の財務状況、職員の採用計画等の施設整備事業に関する法人の計画が詳細に記載されている。これらは通常、当該法人の内部において管理され、これらの情報について、どの範囲で誰に対して明らかにするかは、当該法人が自ら選択できるものであるところ、当該整備計画は、国庫補助協議の対象の選定という一定の目的の範囲において提出されたものであり、結果的に不採択となった法人等に関してまでも、これらの情報が明らかにされることを当該法人が了解していたとは到底言い得ないことから、これらの情報を当該法人等の意思とは無関係に明らかにすれば、当該法人の自主的な運営に支障を及ぼすと認められる。

よって、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当し非公開が相当である。

また、平成17年度における整備計画者については、本件行政文書公開（非公開）決定時点において、審査会において審議中の案件に関

する情報であり、その後不採択となる可能性があったことから、同様の理由により、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当し非公開が相当であるとしている。

(3) 平成17年度における内定の整備計画者および整備計画の内容について

本件対象文書である審査会議事録には、募集結果の一覧、整備計画の概要等が資料として添付されているほか、整備計画の審査に関する議事内容には、整備計画者の名称や整備計画地、施設名などの整備計画に関する情報が記載されており、そのうちには本件行政文書公開（非公開）決定時点で内定の整備計画者に関するものが含まれる。

国庫補助協議対象施設に関しては、通常、当該年度の12月頃までに審査会の審査を経て、これを内定し、1月以降に国から示される当該施設に係る協議についての通知を受け、再度審査会の審査を経て、これを決定しているものであり、決定までの間においては、審査会において継続的に審議が行われるものである。

よって、本件行政文書公開（非公開）決定時点においては、審査会において審議中の案件に関する情報であり、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、特定のものに不当に利益を与え、もしくは不利益をおよぼすおそれがあるため、条例7条4号に該当し非公開が相当であるとしている。

(4) 個人の氏名、住所等について

これらの情報は、個人を識別することができるため、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

(5) 資金計画等の法人の経営内容・資産内容等に関するものについて

これらの情報は通常、当該法人の内部において管理され、どの範囲で誰に対して明らかにするかは、当該法人が自ら選択できるものであり、これらの情報を当該法人の意思とは無関係に明らかにすれば、当該法人の自主的な運営に支障を及ぼすと認められる。よって、当該法

人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，条例7条2号に該当し非公開が相当である。

- (6) 請求内容2-(1)，(2)に係る行政文書のうち，平成11～16年度の老人施設整備関係以外の部分について

該当文書は，本件公開請求があった当時において，刑事訴訟法第222条の規定に基づき所轄警察署に押収されており，請求者に閲覧等をさせることが不可能であったため，当該文書が還付され次第請求者に対し連絡することとしたものである。

なお，該当文書の還付については，平成18年5月12日付け高健総第44号で，請求者に対し，その旨を通知している。

- (7) 高松さんさん荘に関する贈収賄事件について報道された新聞記事，ビデオテープ，録音テープの全部について

当該文書に当たるものは，作成し，または取得していないため，存在しない。

**【高福長第490号の諮問に係るもの】**

- (1) 団体代表者，団体役員，贈与予定者および地域住民の印影について

これらの情報については，公表すべき合理的理由および必要性が無く，かえって偽造等の不正利用につながるおそれが無いとは言えないから，これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがあるため，条例7条1号および2号に該当し，非公開が相当である。

- (2) 個人の氏名，住所，年齢，職歴，社会福祉関係歴，他法人の役員の兼務について

これらの情報については，個人情報であるとともに，特定の個人を識別することができるため，条例7条1号に該当し，非公開が相当である。

- (3) 定款について

定款については，当該法人の経営方針，経理および人事内部管理に関する情報であり，これらの情報の公開については，当該法人が自ら選択できるものであり，当該法人の意思とは無関係に明らかにすれば，当該

法人の自主的な運営に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条2号に該当し非公開が相当である。

- (4) 個人の履歴書、贈与予定者の残高証明書・印鑑登録証明書および所得証明書について

これらの情報については、個人情報であり、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

- (5) 法人の金融機関残高証明書について

当該情報については、法人の内部管理情報であり、これを公開することは当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当し、非公開が相当である。

- (6) 決算書のうち、資金収支決算内訳表・事業活動収支内訳情報および収支計算書について

これらの情報については、当該法人の経営方針、経理、人事および取引先等内部管理に関する情報であり、これらの情報の公開については、当該法人が自ら選択できるものであり、当該法人の意思とは無関係に明らかにすれば、当該法人の自主的な運営に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条2号に該当し、非公開が相当である。

- (7) 整備計画地周辺住民の同意書（署名簿）について

当該同意書の個人の氏名および住所については、個人を識別することができる情報であるため、条例7条1号に該当し、非公開が相当である。

- (8) 請求内容2-(3)について一部公開の決定を行った行政文書以外の社会福祉法人燦々会から提出された文書について

これらの文書については、本件公開請求があった当時において、刑事訴訟法222条の規定に基づき所轄警察署に押収されていたため、非公開処分とした。また、当該行政文書公開・非公開決定通知において、所轄警察署より対象行政文書が返還され次第、当該請求者にその旨連絡をし、再度公開請求をされるよう申し添えている。

よって、当該決定のとおり、非公開が相当である。

なお、警察署に押収されていた行政文書が、平成18年4月14日に返還されたことから、当該請求者にその旨を平成18年5月12日付け高福長第88号で通知している。

## 5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件の決定は一部公開および非公開（行政文書不存在を含む。）であり、対象行政文書は別表1のとおりである。以下、決定理由について検討する。

### (1) 団体代表者、団体役員、贈与予定者および地域住民の印影について

印影については、公表すべき合理的理由および必要性は無く、かえって偽造等の不正利用につながるおそれも無いとは言えず、公にすることにより当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条1号および2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

### (2) 個人に関する情報について（内訳については別表1のとおり）

これらの情報のうち、社会福祉法人の役員・評議員の情報については、厚生労働省通知「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付）において、法人の業務および財務等に関する情報は、法人の広報やインターネットを活用するなどにより自主的に公表することが適当であり、また、法人の役員・評議員の氏名・役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましいとしている。

このようにインターネット等を利用して自主的に不特定多数の者に公表させようとする主旨は、業務の状況が関係法令の基準を満たしているか否か、また、その会計状況が健全か否かを利用者および利用希望者が判断しやすいようにするところにある。

以上のことから、法人の役員・評議員に関する情報に相当する「社会福祉法人の役員および評議員の履歴書中の当人の氏名・現職」および

「社会福祉施設整備等に係る国庫補助協議を行う整備計画の内定について（決裁）中の社会福祉法人理事の氏名」については、公開されたとしても法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えない。

また、特別養護老人ホーム施設長については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）」に、「指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。」とされ、指定介護老人福祉施設の開設者は、介護保険法の規定に基づき管理者の氏名を含む介護サービス情報を公表するものとされている。本件事案に係る施設長とは、上記省令に定める管理者のことであり、その管理者の氏名について非公開とする理由はない。

その他の情報については、特定の個人を識別できる情報、または、公開されることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(3) 定款について

法人の定款について、公証人法（明治41年法律第53号）44条および同法51条は、嘱託人やその承継人等の利害関係を有する者にのみ原本の閲覧および謄本の交付請求権を認めており、定款が広く公表されているものではないことが認められる。このことから、定款については法人の内部管理情報と言うべきであり、公開することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるものと考えられる。よって、条例7条2号に該当することから、非公開が相当である。

(4) 法人の金融機関残高証明書および資金計画等の法人の経営内容・資産内容等に関するものについて

資金計画等の法人の経営内容・資産内容等とは、法人への寄付団体および法人の整備資金の借入方法である。金融機関残高証明書およびこれらの情報は、法人の内部管理情報または法人の取引にかかわる情報であり、不特定多数の者に公開されることは想定されておらず、公

にすることにより、条例7条2号に規定する当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため非公開相当である。

(5) 法人（社会福祉法人）の資金収支決算内訳表・事業活動収支内訳情報および収支計算書について

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）44条においては、社会福祉法人の高い公益性から、法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書およびこれに関する法人監事の意見書を法人事務所に備え、福祉サービスの利用希望者やその他の利害関係人に閲覧させなければならない旨規定されている。

また、上記に関する厚生労働省から中核市長宛の通知「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付）には、法人の業務および財務等に関する情報については、法人の広報やインターネットを活用するなどにより自主的に公表することが適当であることとしている。

このようにインターネット等を利用して自主的に不特定多数の者に公表させようとする主旨は、財務状況が関係法令の基準を満たしているか否か、また、その会計状況が健全か否かを利用者および利用希望者が判断しやすいようにするところにある。

以上のことから、法人の財務状況に関する情報に相当する「資金収支決算内訳表・事業活動収支内訳情報および収支計算書」については、公開されたとしても法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えない。

(6) 高松市社会福祉施設整備等審査会の議事録のうち整備計画の審査に関する議事内容、議事に係る添付書類、整備計画評価表のうち評価の視点の評価点について

議事内容には、それぞれの事業者の評価内容および委員の率直な意見が記載されており、議事録の添付書類はその評価の基となる書類である。また、整備計画評価表のうち評価の視点の評価点は審査

項目（評価の視点）の評価内容に基づき、当該審査会にて審査され確定したものである。整備事業選定審査は継続される事業であり、評価の詳細や付点との関連性が公開されると、当該事務事業に支障を及ぼすおそれがあるとして実施機関が非公開とした処分は相当である。

(7) 不採択となった整備計画者に関する情報について

不採択となった事業者には社会福祉事業等を既に経営する者も含まれており、新たな社会福祉事業等経営の応募案件が不採択となったことが公になると事業者の競争上の地位が損なわれることも否定できないことから非公開相当である。

(8) 平成17年度における内定の整備計画者および整備計画の内容について

これらの情報は、公開請求時点で審査継続中の情報であり、公開することにより意思決定の中立性を損なうため条例7条4号に該当する。また、当然当該申請法人の中には不採択になるものも想定されるため、7条2号にも該当し非公開相当である。非公開とした法人および施設名の中には、申請方法について当該時点で問い合わせがあった法人名も登場しているため、同様の理由により非公開相当と判断する。

(9) 請求内容2-(1)、(2)に係る行政文書のうち、平成11～16年度の老人施設整備関係以外の部分、および2-(3)について一部公開の決定を行った行政文書以外の社会福祉法人燦々会から提出された文書について

これらの文書については、刑事訴訟法222条により準用される警察官による証拠物の差押えにより、平成17年11月3日に押収されていることから、実施機関は行政文書が不存在である旨を決定通知に詳細に記載しており、本件公開請求時点での当該決定は相当である。

なお、押収された文書は、平成18年4月14日に還付されてお

り，還付の旨について同年5月12日に請求人に通知している。

- (10) 行政文書（高松さんさん荘に関する贈収賄事件について報道された新聞記事，ビデオテープ，録音テープの全部）不存在の当否について  
実施機関は，行政文書として保有していた新聞記事の写し等はなかったとのことであり，行政文書不存在とした説明に不合理な点はない。

よって，当審査会は，「1 審査会の結論」のとおり判断する。

[別表 1]

【高健総第 201 号の諮問に係るもの】

【一部公開】

請求内容	対象行政文書
2 - (1) (2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 12 年度第 2 回高松市社会福祉法人設立認可・社会福祉施設整備審査会議事録（平成 12 年 8 月 11 日開催）</li> <li>・平成 13 年度高松市社会福祉法人設立認可・社会福祉施設整備審査会議事録（平成 13 年 8 月 27 日開催）</li> <li>・平成 13 年度高松市社会福祉法人設立認可・社会福祉施設整備審査会議事録（平成 14 年 1 月 9 日開催）</li> <li>・平成 13 年度高松市社会福祉法人設立認可・社会福祉施設整備審査会議事録（平成 14 年 1 月 28 日）</li> <li>・高松市社会福祉施設整備等審査会の議事録の作成について（平成 15 年 11 月 20 日・11 月 21 日開催）</li> <li>・高松市社会福祉施設整備等審査会の議事録の作成について（平成 15 年 11 月 27 日開催）</li> <li>・高松市社会福祉施設整備等審査会の議事録の作成について（平成 16 年 1 月 8 日開催）</li> <li>・高松市社会福祉施設整備等審査会の議事録の作成について（平成 16 年 11 月 19 日開催）</li> <li>・高松市社会福祉施設整備等審査会の議事録の作成について（平成 16 年 11 月 24 日開催）</li> <li>・高松市社会福祉施設整備等審査会の議事録の作成について（平成 17 年 7 月 4 日開催）</li> <li>・高松市社会福祉施設整備等審査会の議事録の作成について（平成 17 年 11 月 24 日開催）</li> <li>・社会福祉施設整備等に係る国庫補助協議を行う整備計画の内定について（平成 15 年度・平成 16 年度）</li> </ul>
	<p>【非公開情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市社会福祉施設整備等審査会の議事録のうち整備計画の審査に関する議事内容，議事に係る添付書類，整備計画評価表のうち評価の視点の評価点</li> <li>・不採択となった整備計画者に関する情報</li> <li>・平成 17 年度における内定の整備計画者および整備計画の内容</li> <li>・資金計画等の法人の経営内容・資産内容等に関するもの</li> </ul>
	<p>個人に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の氏名              寄付（資金・土地）予定者，施設職員，社会福祉法人理事，特別養護老人ホーム施設長（園長），施設長・法人役員評議員予定者および整備予定地地元住民</li> <li>・理事長・施設長予定者の年齢，施設長・役員予定者の職業，個人の住所，個人の預金残高</li> </ul>

【非公開】

請求内容	対象行政文書
2 - (1) (2)	・平成11～16年度の老人施設整備関係以外のもの

【非公開（行政文書不存在）】

請求内容	2 - (4)
------	---------

【高福長第490号の諮問に係るもの】

【一部公開】

請求内容	対象行政文書
2 - (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備計画書</li> <li>・入札状況調書（実施設計および工事監理業務委託契約に係るもの）</li> <li>・入札状況調書（工事請負契約に係るもの）</li> <li>・平成14年度高松市社会福祉施設等施設整備費補助金等交付申請書</li> <li>・平成15年度高松市社会福祉施設等施設整備費補助金等交付申請書</li> <li>・平成15年度高松市社会福祉施設等設備整備費補助金等交付申請書</li> <li>・高松市社会福祉法人事業補助金交付申請書</li> </ul>

【非公開情報】

- ・団体代表者，団体役員，贈与予定者および地域住民の印影
- ・定款
- ・法人の金融機関残高証明書
- ・法人（社会福祉法人）の資金収支決算内訳表・事業活動収支内訳情報および収支計算書

個人に関する情報

- ・個人の氏名  
土地寄付予定者，借地先予定者，贈与予定者，施設建設に同意した隣接地権者，施設長予定者，地元住民説明会出席者，施設職員採用予定者
- ・個人の住所  
法人役員・評議員，贈与予定者，施設建設に同意した者
- ・個人の年齢・職歴
- ・役員・評議員の社会福祉関係歴，他法人の役員の兼務状況
- ・個人の履歴書（社会福祉法人役員・評議員）
- ・贈与予定者の残高証明書・印鑑登録証明書および所得証明書
- ・整備計画地周辺住民の同意書（個人の住所・氏名記載）

【非公開】

請求内容	対象行政文書
2 - (3)	・一部公開の決定を行った行政文書以外の社会福祉法人燦々会から提出された文書

## 6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 1月23日 (高健総第201号)	諮問書受付
平成18年 1月24日 (高福長第490号)	
平成20年 7月30日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年11月25日	実施機関の非公開理由および争点の審査
平成20年12月22日	答申案審査
平成20年12月25日	答申